

第131回佐世保市都市計画審議会開催結果について

1. 議案について

●第1号議案 佐世保都市計画特別用途地区の変更について（特別工業地区）【佐世保市決定】

令和2年11月4日（水）に開催した第131回佐世保市都市計画審議会において、上記議案が**原案の通り議決**されました。

2. 議案内容について

●第1号議案 佐世保都市計画特別用途地区の変更について（特別工業地区）【佐世保市決定】

相浦地域における当地区は、西九州自動車道相浦中里インターチェンジの近傍に位置しており、市外企業の誘致等による雇用の創出と地域の活性化を図ることを目的に市が整備した工業団地である。適正な土地利用による良好な工業団地の形成と地区環境の保全を図っていくことを目的として、特別用途地区（特別工業地区）の区域に追加し、都市計画に定めるものである。

指定により、住宅系用途やその他工業団地に相応しくない用途としての利用を制限する。

具体的な用途の規制は、別途建築基準法に基づく条例により行うことになり、12月議会にて建築条例の改正を併せて行った。

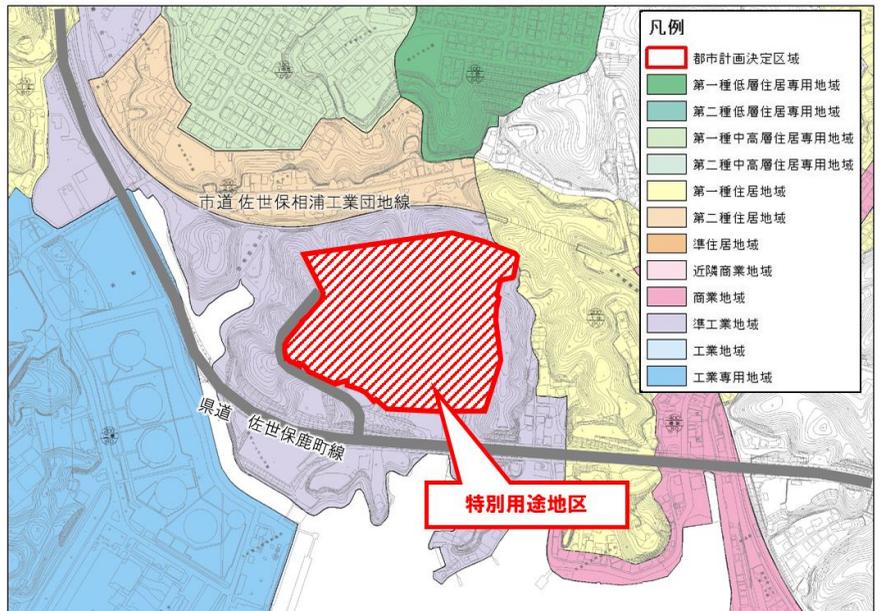


図1 特別用途地区 変更(追加)区域

●報告案件 佐世保市景観計画の変更について（針尾送信所地区重点景観計画策定）

歴史ある針尾送信所施設と合わせて周辺地域の景観を保全し、良好な景観を形成していくため、当地域の特性に応じた景観方針や基準を重点景観計画として定めるもの。

景観形成の方針は、『無線塔をランドマークとした壮大な景観と、みかん畑に象徴される農地景観、石積み塀や生垣による集落景観を、歴史と共に感じられる景観の形成』としている。

策定により、当該地区独自の色彩基準や景観形成基準を設け、建築物等の届出対象規模を小さくすることで、きめ細やかな景観誘導を行う。

表1 届出対象の規模（一部抜粋）

	景観計画（現在）		重点景観計画
【建築物】 延べ面積	1,000㎡	→	10㎡
【工作物】 高さ	15m	→	4m

※上記の規模を『超えるもの』が届出の対象

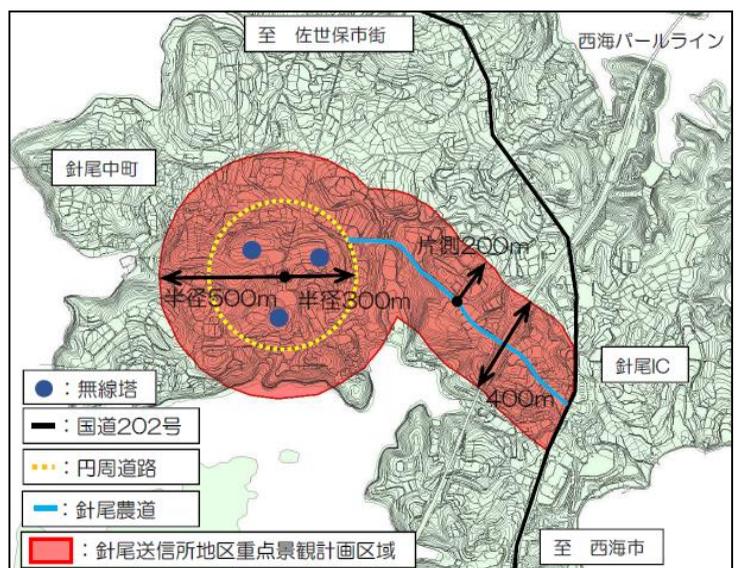


図2 針尾送信所地区重点景観計画 区域図